

上越市経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第3項の規定による経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定について、公正な方法により行うとともに、選定過程の透明化を図るため、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 民間事業者の企画提案書の審査に関すること。
- (2) その他民間事業者の選定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある人及び農林水産部又は各区総合事務所の職員のうち市長が任命する人をもって組織する。

- (1) 農林水産整備課長
- (2) 関東森林管理局上越森林管理署森林技術指導官
- (3) 上越地域振興局農林振興部林業振興課長
- (4) 上越地域振興局農林振興部林業振興課技術専門員

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱又は任命の日から民間事業者の選定が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は第3条第1号に掲げる委員を、副委員長は農林水産部又は各区総合事務所の職員のうち市長が任命する人をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、農林水産整備課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月19日から実施する。